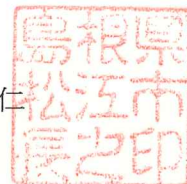


松江市告示第 51 号

松江市空き家バンク運用要綱(平成 26 年松江市告示第 15 号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 18 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(対象空き家等) 第 4 条 略	(対象空き家等) 第 4 条 略
	2 <u>所有者等が賃貸を目的として空き家バンクに情報を登録しようとする場合にあっては、当該空き家等は、前項の要件に加えて、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建てられたもの又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられたもので耐震診断を行い耐震性を有するものであると確認されたもの若しくは耐震改修工事が完了しているものでなければならぬ。</u>
第 5 条 略 (登録申込み等の特例)	第 5 条 略 (登録申込み等の特例)
第 9 条 略	第 9 条 略
2 前項の規定により媒介委託業者が第 5 条第 1 項の規定による登録申込みを行うときは、 <u>登録カードと同等以上の情報を提出する場合に限り</u> 、登録カードの提出を省略することができる。	2 前項の規定により媒介委託業者が第 5 条第 1 項の規定による登録申込みを行うときは、 <u>同項の規定にかかわらず</u> 、登録カードの提出を省略することができる。
3 略	3 略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。